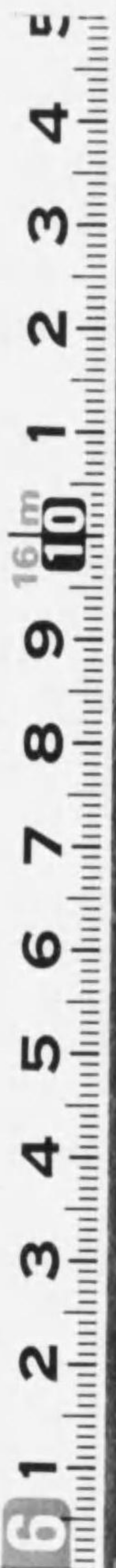


始



滿洲國都市

日本都市年鑑
昭和18年用分冊

財團法人 東京市政調査會

441
33

特240
802

大町村 561

2 生活必需品切符制實施概況 (昭和17年4月1日現在)

町 村	米		木 炭		砂 糖		マ ツ チ		菓 子	
	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)
301 夕張町	23	100~600	—	—	53	100~400	64	100~400	89	100~300
303 太田町	10	700	18	400	62	—	82	—	77	—
304 武蔵野町	8	1,200	4	2,400	58	—	—	—	16	—
307 鳴尾村	7	1,000	3	2,500	16	300	52	150	30	200
311 高槻町	6	(管内音及人口に依る)	5	—	28	—	84	—	16	—
314 茅ヶ崎町	6	1,000	6	1,000	62	100	—	—	19	地域的に設く
315 枕崎町
316 新津町	5	1,000	26	200	—	—	—	—
317 水俣町	—	—	24	地域的に設く	—	—	—	—
318 浦賀町	7	900	7	900	75	100	—	—	17	350
319 佐野町	7	802	2	2,960	53	111	60	98	14	422
321 串木野町	11	300	45	150
324 守口町	6	1,200	9	800
325 日光町	13	400	3	...	17	...	7	...	20	...

町 村	味 噌		醬 油		青 果		魚 類		其 他	擔 當 課
	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)	配給所	配給所基準(戸)		
301 夕張町	30	100~600	30	100~600	30	100~600	83	50~300	糖、糖、油、牛乳等	経済課・食糧課
303 太田町	46	200	46	200	—	—	—	—	—	産業課
304 武蔵野町	58	—	58	—	2	—	5	—	石鹼、卵、豆、糖、砂糖等	経済課
307 鳴尾村	10	700	13	600	48	200	7	1,000	—	産業課
311 高槻町	7	—	14	—	—	—	—	—	—	配給係
314 茅ヶ崎町	39	地域的に設く	39	地域的に設く	—	—	—	—	—	物資課
315 枕崎町
316 新津町	32	1,600	70	450	—	—	—	—	—	...
317 水俣町	25	地域的に設く	25	地域的に設く	1	...	—	—	—	経済課
318 浦賀町	73	100	74	100	—	—	—	—	—	時局課
319 佐野町	11	538	10	592	—	—	—	—	—	...
321 串木野町	—	—	—	—	—	...
324 守口町	4	1,800	3	2,400	9	800	9	800	—	...
325 日光町	21	...	21	...	—	—	—	—	—	...

備考 1. 本會の照會に對する各町村の回答に據る。
2. 配給割當單位および割當量は前年と略同じ、前年鑑参照。



XIV

滿洲國都市

地方制度概説

王道政治を標榜して建國された滿洲國は今や近代的法治國家としての體制を整へるに至つたが、この間中央行政制度の確立とともに地方行政制度の整備については、治安・産業關係をも勘案して建國以來努力が續けられてゐるが、現在は地方行政機關としては省・縣・旗・特別市・市・街および村に分れ、國務院總務廳の地方處がこれに關する中央官廳として事務を管掌してゐる。

現行地方制度の特徴は第1に、滿漢族居住地域（奉天・吉林・龍江・熱河・濱江・錦州・安東・三江・通化・間島・牡丹江・黑河・東安・北安・四平の各省を含む。黒河省は特別重要地帯として普通省制とは異なる官制の適用を受く）と、蒙古族居住地域（東西南北の興安4省を含む）とに異なる制度を施行し、前者は省の下に市・縣・街・村等の下級組織を置き、後者は省の下に縣・旗の組織を有することであり、第2に、行政形態として議會制度を採らず、又理事機關の公選制を採らず専ら官吏または官選吏員に依ることである。省制以下各組織の概要は次の如くである。

省制 省は地方行政における最高區劃であり、行政長官たる省長は、各大臣所管の事務については其の指揮監督を受け、法律命令を施行し省内の行政事務を管理する。省内行政の爲の機關として省公署を置く。現行省公署官制は昭和9年即ち康徳元年10月11日公布され、その後數次の改正を経たものである。尙上龍蒙古族居住地域たる興安各省の官制は他省のそれとは異つてゐたが、康徳7年5月1日より他省と同様の官制の適用を受けることに改められた。

市制 後述都市概況の項参照。

縣制 縣は法人であり官の監督を受け、法令の範圍内においてその公共事務並に法令又は慣例により縣に屬する事務を處理する。官吏たる縣長が省長の指揮監督を受け法律命令を執行し、縣内の行政事務を處理する。縣は第1次において省長の監督を受け、第2次において國務總理大臣の監督を受ける。縣行政の爲の機關として縣公署を置く。

街制・村制 街および村は下級地方團體であり、街は市に準ずる都邑に、村は主として農村的部落の結合團體に置かれてゐる。孰れも法人であり、官の監督を受け、法令の範圍内

においてその公共事務並に法令または慣例により街・村に屬する事務を處理する。街村長は縣長の任免する吏員であり任期は3年である。但し勅令をもつて指定する街の街長その他の吏員は官吏をもつて充てることが出來、又街長の諮問に應ぜしめる爲諮議會を置くことが出來る。街・村は第1次において縣長、第2次において省長、第3次において國務總理大臣の監督を受ける。なほ街制・村制は昭和12年即ち康徳4年12月1日治外法權撤廢と同時に公布されたが、民度の進展その他地方事情により全滿に實施されるにはなほ時日を要するものと見られ、北滿地方においては從來の保甲制度をもつてこれに代へてゐる所が多い。

旗制 旗制は蒙古族統治の必要上、興安各省並に吉林省・龍江省・濱江省内の4旗に實施され縣に準ずるものである。法人として國の監督を受け、法令の範圍内においてその公共事務及法令により旗に屬する事務を處理する。旗制を執行する爲旗公署を置く。尙康徳7年10月これまでの旗制及熱河・錦州兩省の特殊の旗官制は廢止され、新に又旗制及旗官制が制定された。

國民隣保組織 協和會組織を中核とする全國民組織であるが、高度國防國家確立のためには單に市・街・村制による行政機關により國民を組織することは不可能として、郷土的隣保互助の生活協同組織たらしめんとして康徳8年初に地方處が協和會と協力して「國民隣保組織要綱」を制定、以來新京の2月11日における結成を皮切りに各地に結成されつつある。要綱の内容次の如し。

國民隣保組織の構成 國民隣保組織は國民生活の隣保互助・生活協同の實態に立脚し、地域的實情に即應して一定地域内の全住民を以て之を構成し、協和會員を其の中核とする。行政及協和會機構の最下部は村・街・區（分區）又は分會とし、農村に於ては屯以下、市街地に於ては班以下を國民隣保組織とする。屯は牌を以て構成し、班は組を以て構成する。屯長・班長・牌長・組長には努めて協和會員を以て之に充てる。

國民隣保組織の使命 國民隣保組織の使命は古來鄉村に發達し、又近時都市に成長しつつある隣保互助生活協同の實態を尊重し、建國精神を基調として之を醇化育成し國家の諸要請に即應すべき國民生活の協力實踐の態勢を具現し 1) 協和會分會諸工作の指導影響下に全住民一致團結して積極的に國民運動を展開し 2) 國民の自發的なる創意努力・協力合作に依り日常生活の改善向上、郷土の更生建設を促進して郷土自治の實績を挙げ 3) 國政の諸施設を受容して之を屯・班の隅々迄徹底し、全住民一致協力して日常生活の間に之を實踐躬行し、以て日常生活の各部門を通じ建國精神を顯現して健全なる國民生活を確保するにある。

國民隣保組織の結成及指導育成 國民隣保組織の結成及指導育成は行政機關及協和會協力一致して之に當り其の指導育成は協和會組織の發達に應じ、協和會工作を主流として之を行ひ行政機關は之に協力する。協和會機構の設けられざる地方に在つては行政機關に於て取敢へず之を擔任し、協和會は可及的速かに其の組織を整備するものとす。

備考 興農合作社組織と國民隣保組織との關係については別に之を定む。

地方財政概要

滿洲國の地方財政組織は省地方費・市縣旗財政及街村財政の3段階に分れてゐる。

省地方費は法人であつて省長が管理し、其の財源は財産収入・事業収入・手数料・税収入(省地方費税・家屋税・國稅附加税)・省地方費債・國庫補給金及寄附金等に求められ、實施する行政乃至事業の範圍は警察・教育・土木・勸業・衛生・社會・文化及防衛の諸事業、市縣旗財政の調整と各般に互つてゐる。その豫算の成立に當つては國務總理大臣の認可を要し、執行に付ては同じく國務總理大臣の監督を承ける。

市縣旗財政の収入は財産収入・使用料手数料・市縣旗の賦課する地方税(營業稅附加捐・自由職業稅附加捐・家屋稅附加捐・遊興飲食稅附加捐・地捐・雜捐・市民捐)・市縣債・補助金等に求められ、支出經費の主なるものは公署費・警察費・教育費・土木費及建築費等である。豫算の執行には省長の認可を要する。

街村財政の財源をなすものは街村民の協同勞作に依り得た収入・財産収入・使用料手数料・街村税(街税として門戶費・地費・家屋費・雜種費、村税として門戶費・地費)・補助金・交付金・街村債等であるが、實際歳入の大部分は税収入に依つてゐる。歳出の主なるものは、公署費・教育費・自衛費・建築費等であり、その認可監督の權は縣長に屬してゐる。

建國當初からの地方財政の發展を見ると、建國年度から康德 3 年度迄の 4 年間は専ら治安中心時代であり、豫算の大部分は警察費と公署費に充てられ、土木・教育・産業等所謂助長行政經費は極めて少額であつたが、康德 4 年度を轉換期として、國運の進展に伴ふ産業 5 箇年計畫の實施と並行して國庫財政と共に所謂積極的財政時代に移行した。

しかるにその後の新事態により國家財政において高度重點主義と節約主義を採用せざるを得ざる情勢に立到るや、その大半を國庫よりの補助金に依存してゐた地方財政は非常なる困難に陥つた。そこで政府は地方財政に自主性・弾力性を與へると共に國家財政の地方的負擔を軽減する爲、康德 7 年 12 月 19 日「地方財政確立要綱」を發表、康德 8 年度より實施して向ふ 3 箇年間に完成することとなつた。要綱の内容次の如し。

- 1) 經費負擔區分を再検討し、國と地方團體及地方團體相互の負擔區分を調整合理化し之を明確にすること(イ)國に於て支辨する經費と雖も特に地方團體の利益になる事務又は事業に要する經費については其の一部を地方團體に分擔せしむること(ロ)地方費を以て支辨する經費と雖も特に國家的要請の強大なる事務又は事業に要する經費及特に獎勵助成の要ある技術の經費については其の一部を國又は上級の地方團體に於て負擔することとし、この割合を定め分擔金補助金(交付金)として納付又は交付する如く逐次制度化する
- 2) 地方團體(特に縣旗及市街村)に於ける基本財産の積極的造成を圖ること(イ)現在實施しつつある地籍整理事業の遂行に伴ひ無主或は其他の原因により國の所有に歸したる土地は可及的之を縣旗又は市街村に拂下げる(ロ)其の他の國有財産と雖も縣旗又は市街村の基本財産に適するものは可及的に縣旗又は市街村に最も有利な方法を以て拂下げる

- 3) 税制の合理的改正を行ひ地方團體に於ける税収入の増加を圖ること(イ)税制全般につき再検討を行ひ地方行政の實際に即應する財政力を附與する如き地方税制の合理的改正を行ふこととし、この合理的改正を見る迄の過渡的措置として、(1)省地方費に對しては國稅たる地稅・出產糧穀稅・鑛區稅・鑛產稅・禁煙特稅の 100 分の 50 並に事業所得稅の 100 分の 40 を分與する。而して明年度内國稅の分與稅として地方に分與せしむる總額 2,844 萬圓の内譯は地稅 581 萬 8 千圓、出產糧穀稅 624 萬圓、鑛區稅 68 萬圓、鑛產稅 39 萬 6 千圓、禁煙特稅 72 萬 6 千圓、事業所得稅 1,440 萬圓である(2)縣旗及市に對しては省地方費の収入に屬する税収入の一部を事實上の分與稅として交付せしめる(ロ)税収入に彈力性を附與する爲縣旗市税についても制限外課稅の途を設ける
- 4) 重要林野地域の縣旗に對しては國有林事業特別會計より省地方費を通じ、面積及出材量に應じて算出せる交付金を交付すること
- 5) 地方財政調整資金を漸減し、この配分を合理化すること(イ)乃至 4) の逐次實施により特別會計たる地方財政調整資金を漸減し將來本會計より補給金を所謂赤字に對する補給金のみに止むること(ロ)地方財政の見通しを得たる時に於ては地方財政調整資金特別會計の財源は彈力性を有する國稅の何パーセントかを低率を以て繰入れる如くすること
- 6) 該要綱に對する措置(イ)要領の 1) 及 4) については負擔金補助金に關する所要の法令を速かに整備すること(ロ)地方税制の改廢については國民負擔の調査完了後可及的速かにこの關係法令の改廢を行ふこと(ハ)地方財政調整資金については北邊振興工作終了後に於て速かに特別會計の改正その他所要の措置を講ずること

尙ここに注目すべきは、康德 8 年 12 月 27 日「地方稅法中改正の件」が公布せられ、地方稅の獨立捐として市民捐が創設せられ、康德 9 年度より全滿市制施行地域において實施されることとなつたが、この市民捐は我國の所謂市町村民稅に相當するものであるが、本稅創設の趣旨は第 1 に市民が市の負擔を分任するといふ精神を税制上に顯現せしめたもので、市の住民が全部残らず一定限度において市費の負擔に任ずるところにあり、第 2 に農村と都市における負擔の均衡を圖つたことである。

都 市 概 況

國內事情の安定・内政諸施設・事業の充實、特に康德 4 年より開始せられたる第 1 次産業開發 5 箇年計畫の驚異的な成績による産業開發事業の躍進等と相俟つて、滿洲國都市の發展は目覺ましいものがある。

市 制 滿洲國には特別市制と市制の 2 つがある。特別市制は昭和 7 年即ち大同元年 8 月公布、新京(大同 2.4. 普通市、康德 4. 10. 1 特別市)・哈爾濱(大同 2.7. 1

特別市)の2市に布かれたが、昭和12年即ち康德4年7月1日哈爾濱市は普通市に降格し、現在新京が唯一の特別市である。市制は康德3年3月公布、4月1日をもつて奉天・吉林・齊々哈爾に布かれ、更に同4年12月1日改正を加へて安東・撫順・營口・錦州・遼陽・牡丹江・四平・鐵嶺・佳木斯・鞍山の10市に施行されたが、最近本溪湖(康德6.10.1)、阜新(同7.1.1)、海拉爾(同7.5.1)、滿洲里(同8.10.1)、公主嶺(同9.1.1)、通化(同9.1.1)、東安(同9.1.1)もそれぞれ市に昇格し、市制施行地は特別市を含めて22に達した。

特別市と市の相違は、前者が省の行政権圏外に在り且つ直接國務總理大臣の指揮監督を承けるに對し、後者は省の管轄区域内に在り直接的には省長の監督を承ける點に在り、他は別段變らない。孰れも法人として官の監督を承け、法令の範圍内においてその公共事務並に法令又は慣例により特別市又は市に屬する事務を處理する。特別市または市に居住する者は凡て特別市住民または市住民と看做され、特別市または市の財産及營造物を共用する權利を有し、その負擔を分任する義務を負ふ。

尙最近都市における事務の複雑化せるに鑑み、區の制度を確立し都市行政の圓滑なる運営を期するため市制及新京特別市制につきその一部改正が行はれ、康德9年4月1日より施行せられた。改正の要點次の如し。

第1に、區長は原則として現行法通り之を名譽職とするが市長は省長の認可を、新京特別市長は國務總理大臣の認可を得て、之を有給吏員と爲すことを得ることとせられたことであり、第2に、市制に付てのみであるが、國務總理大臣は區長を有給吏員となすべき市を指定することを得ることとし、此の場合においては區長は市長の事務にして區内に關するものを補助する外、法令に依り區長に屬する事務を掌ることとせられた點であり、第3に市及新京特別市は處務便宜上の爲區域を數分區に劃し毎分區に名譽職たる分區長1人を置くことを得ることとせられたことである。

康德9年5月1日現在における上掲各都市の面積・人口を示せば別表1の如し。

行政組織 特別市又は市を代表し、その行政を統轄するものは官吏たる市長である(特別市長は簡任、市長は簡任又は薦任)。市公署には處・科・股等の分課組織を設け、副市長以下の職員(官制による官吏と、市長の任免する有給吏員より成る。官吏職員は薦任官および委任官に分れてゐるが、薦任官の數は極めて少數である)を配する。上記各都市の市長・副市長・公署組織並職員構成の概要を示せば別表2及3の如くである。

尙滿洲國政府は最近の國家的諸統制の強化に伴ひ、一般行政と警察行政との關係緊密となりつつあるに鑑み、康德7年11月1日より、市長に警察權を附與して當面する統制經濟及警護の外都市行政全般の刷新を圖る爲、警察機構の全面的改正を斷行した。改正の要點は從來の市長と警察廳長が併立して行ふ市行政と警察行政の二元的機構を市長に一元化したことにある。その内容次の如し。

新京 首都警察廳の名はそのまま残すが、從來國務院の直轄たりしを新京特別市の外局として市長の管理下に置かれることとなつた。かくて警察行政の直接の實務執行は警察總監が當るが、命令發動權及出兵請求權は市長が有することとなつた。この爲警衛警備力の強化の爲警防科が警察處内に新設された。

奉天・哈爾濱 從來の警察廳は市の外局たる市警察局となり、市長の指揮監督下におかれた。警察局に警防科を新設する外は大體首都警察廳に同じ。

安東・撫順・鞍山・營口・吉林・牡丹江・齊々哈爾・錦州・佳木斯 從來の警察廳に代つて市に警務處がおかれ市長が警察權一切を執行する。

遼陽・四平・鐵嶺・本溪湖・阜新 從來の警察所に代つて市長の補佐機關として市に警察科がおかれた。

承德・延吉 特別街であるが、街長には警察權がない關係から、從來の警察廳が廢せられて警察署となり、警察署は警務科の指揮監督を承けることになつた。

市財政概況 建國年度からの市財政の状態を見れば康德8年度において建國年度に比して一般會計は約12倍、特別會計は18倍の膨脹を示し、都市行政發展の顯著なることを窺はしめてゐる。康德8年度における各市歳入出豫算によれば、一般會計經常歳出豫算中最も多くを占めるものは衛生及病院費で、教育費・公署費之に次ぎ、歳入では市稅收入が最も多くを占めてゐる。歳出臨時部においては建築費が最も多く、歳入では市債・補給金が主要部分を占めてゐる。特別會計中上水道經濟は新京特別市及奉天・哈爾濱・吉林・錦州・齊々哈爾・遼陽・牡丹江・四平・鐵嶺・佳木斯・鞍山の12市に、都市計畫經濟は奉天・哈爾濱・撫順・鞍山・吉林・錦州・遼陽・牡丹江・齊々哈爾・佳木斯・本溪湖の11市に營まれてゐる。この外市により基本財産・中央批發市場・投產作業・中央卸賣市場・市營住宅・貸付資金・代用官舎・市立病院・市營乗合自動車等の特別經濟を有してゐる。

都市計畫事業 滿洲國では新興都市の勃興と在來都市の急速なる發展に對し、都市民の衛生・風紀・交通・保安・經濟・防衛等の諸點を考慮し、その福祉を圖るため、我國の都市計畫法に準據して夙に都邑計畫法を公布した(康德3年6月)。次で

康德 4 年 12 月その施行規則を公布し、此等法規に基づき各市の都市計畫事業は著々進捗した。しかしながら日支事變の勃發・ソ満國境の緊張はこの國にも國土特に都市防衛の必要から防衛法を公布せしめるに至つた。ノモンハン事件の貴重な體驗は滿洲國都市における防空都市計畫の重要性を一段と痛感せしめてゐる。而して更に日滿支にわたる統一的戰時體制編成途上の重要な一環をなす第 2 次産業開發計畫の遂行と開聯して、國土計畫の問題も國策として取上げられ、康德 7 年 2 月の國務院會議で「綜合立地計畫（國土計畫）策定要綱」が決定せられたが、康德 8 年度においてはその具體化への第一歩がふみ出され、同要綱に基づく調査項目が決定された。

次に主要都市における都市計畫事業の概要を見るに次の如くである。

新京特別市 國都の建設は大同元年 3 月國都を長春に奠め新京と改められた時に始まり、康德 4 年 12 月をもつて第 1 期 5 箇年計畫を完了し、康德 5 年度からは第 2 期の建設に着手してゐる。第 1 期計畫は人口 50 萬を目標とし都市計畫區域 200 平方軒の内、近郊並に比較的發展的急を要しない地域を除いて 100 平方軒を建設事業區域としてゐたが、第 2 期計畫においては人口 100 萬を目標とし都市計畫區域は 440 平方軒とされ市街地建設地域は 160 平方軒となつた。而してここに防火・防疫・保健・防衛等の諸見地から模範的都市を建設すべく著々と努力が續けられ、第 1 年度 417 萬圓、第 2 年度 500 萬圓、第 3 年度 700 萬圓を投じ、第 4 年度の康德 8 年度は資材難等を考慮して約 570 萬圓の豫算で事業を繼續してゐる。尙康德 8 年度は業務の整備充實を圖り同年 12 月末日をもつて臨時國都建設局は解消せらるるに至り、その機能は擧げて市公署により管理經營せらるるに至つた。

奉天市 奉天市の第 1 期都邑計畫は康德 4 年度から 5 箇年計畫の下に實施され都邑計畫區域 400 平方軒、人口 150 萬を目標としたがその後の急激なる人口増加に鑑み計畫目標人口を 300 萬に改めて事業を進め北陵・長沼方面の開發は康德 8 年度をもつて一應終了したが鐵西方面の開發がその間に介入したため初期の計畫を變更、9 年度からも引續いて北陵・長沼方面の整備を行ふほか同年度から康德 18 年度迄を事業年度とする第 2 期事業 10 箇年計畫をもつて新市街地の設定・滄海區工業地帯新設・城内の道路の整備・下水の改良等を行ひ綠地帯を市中に設け交通網を完備することとなつた。

哈爾濱市 本市の都市計畫は大同 2 年事業費 1,500 萬圓をもつて 30 年後人口 100 萬を目標として半徑 25 軒、區域 1,800 平方軒の都市建設を目指して着手されたが、その後内外情勢の變化と市勢の著しき伸力により中途當初計畫を改訂して、第 1 期第 2 期を通じ總經費 2,812 萬圓を計上するに至つた。修正計畫案の特色とするところは、市街用地の全面的公營を期し都市の發達による地價の昂騰を利用して、地價騰貴の差額を市の収入とし、これを各種公共施設費或は市債償還に充當せんとすることである。

安東市 豊富低廉なる原動力供給と工業用地及工業用水に恵まれる等重工業に必須なる諸條件を完備する本市の尅大なる都市計畫案は康德 7 年 1 月發表されたが、同年 7 月大東港建設計畫が擴大變更され、大東港及安東を含む大計畫が樹立された。その計畫案要領は次

の如くである。

1) 當初計畫人口 40 萬人を大東港及安東を含む將來の大安東固定人口 200 萬人に推定（安東都邑計畫區域内 50 萬人、大東港都邑計畫區域内 150 萬人）、大東港 8 箇年事業計畫區域内收容人口 100 萬人と豫想する 2) 右豫想收容人口 100 萬人に即應する迄その事業計畫區域を當初の 50 方軒より一躍 176 方軒に擴張する 3) 當初の都邑計畫區域約 215 方軒を 323 方軒に擴張する

鞍山市 重工業都市として目覺ましい發展を示してゐる本市は人口 50 萬を目標とする都市計畫を樹立、康德 5 年度より 5 箇年繼續事業とし、豫算 2,000 萬圓、うち初年度 244 萬圓、6 年度 600 余萬圓、7 年度 400 萬圓、8 年度 328 萬圓、9 年度 334 萬圓の經費を充ててゐる。

吉林市 第二松花江水電の開發に即應し大工業都市化を計畫、江北哈達灣一帯を工業地帯、江南を綠地帯・住宅地帯・巴虎門外一帯を住宅地帯とする計畫を樹立目下著々進捗中である。

錦州市 本市の都市計畫事業は當初推定人口 22 萬人を目標に康德 2 年 8 月より著手同 5 年第 1 期事業を完了したが、同年以降石炭液化工場を始め各種工場の集中するに伴ひ工業都市としての發展を約束されるに及び、更に人口 40 萬を目標とする 3 箇年繼續事業をもつて康德 6 年度以降第 2 期都邑計畫事業を遂行中である。

牡丹江市 本市の都市計畫事業は當初 30 年後の人口 15 萬を目標として康德元年度より開始され、土地買収・道路公園・上下水道等近代都市に必要な施設を實施して來たが、3 箇年にして既に 13 萬人に達したため當初計畫に根本的な改革を加へる必要に迫られ、ここに 30 年後の推定人口 300 萬人を目標として新計畫を樹立、工場用地 90 萬坪の新設、道路網の擴充舗装、市街地綠化計畫及び 8 年度をもつて開始される 3 箇年計畫による水源の築造並に上水道の完成を期してゐる。

佳木斯市 本市の都市計畫は 30 年後の人口 18 萬人を目標にして進められ、面積 70 方軒の地域を區域として豫定したが、康德 4 年 12 月總面積を 90 方軒に擴張した。康德 7 年度の第 2 期工事終了に當つては、上下水道の一部敷設・放水路の開鑿・街路の一部舗装・苗圃の設定等豫定計畫の 80% を完成し、8 年度よりは公園・市民運動場・街路の全面的舗装・橋梁の整備・街路樹の補植を實施することとなつた。

四平市 滿洲國の他の都市が概して凝集的膨脹により形成されてゐる關係から都市計畫上困難を伴つてゐるに對し、四平は附屬地を基本として發展して來たため比較的整然たる區劃をなしてゐる。即ち同市の都市計畫は之に補修を加へ、30 年後豫想人口 12 萬 3 千人と推定して、驛を中心に面積約 48 平方軒にわたる市街擴張計畫が樹てられ、各々商業・工業・住居地域に區劃され、市の外郭に幅員 1 軒の外周綠地帯を形成することとなつてゐる。

齊々哈爾市 人口 20 萬を目標に康德 6 年度以降、4 箇年繼續事業として總工費 93 萬 7 千圓をもつて市内道路の改修整備・主要幹線の改良施工が行はれ、又工費 63 萬 3 千圓をもつて排水路改修工事が實施されてゐる。

遼陽市 康德 8 年度から 5 箇年計畫で事業繼續中であるが鞍山の衛星都市として工業地帯の建設に努力が拂はれてゐる。

營口市 康德 7 年より 5 箇年計畫の都邑計畫が實施されてゐるので、その計畫に基づいて實施されるが營口市は港灣あり、將來奉營運河の基點としてまた工業地帯としての地位を約束されてゐる。

教育施設 滿洲國の教育行政は康德 4 年 7 月の全圖内行政機構の改革により、文教部より民政部に引繼がれ、現在民政部教育司がこれを統轄してゐる。康德 4 年 5 月公布翌年 1 月 1 日より實施された新學制によれば、學校系統は次の如くなつてゐる。即ち初等教育機關として國民學校・國民優級學校・國民學舍・國民義塾、中等教育機關として國民高等學校・女子國民高等學校・師道學校・職業學校・高等教育機關として大學がある。このうち市縣旗長の監督下にあるものは初等教育機關のみであり、他は全部省長或は新京特別市長の監督を承け、大學は直接民政部の監督を承けることになつてゐる。

上記の内初等教育機關については公立私立の別はあるが、大部分は市縣旗以下の地方自治團體並に教育組合・學校組合の公的機關の設置に係り、經費の一部も國庫から補給されてゐる。康德 7 年 4 月 1 日現在における滿洲國全國の初等教育機關及 8 年 12 月末現在の各市別初等教育機關の概況を見るにそれぞれ次表及別表 4 の如くである。

滿洲國初等教育機關概況 (康德 7 年 4 月 1 日現在)

種 別	校 數	生徒 數	教職員數	種 別	校 數	生徒 數	教職員數
國民學校	公	8,323	1,462,547	32,598	國民義塾(私)	2,161	68,076
	私	155	28,070	664			
國民優級學校	公	2,142	238,024	6,918	國民學舍(公)	3,395	167,901
	私	67	7,640	211			

備考「滿洲年鑑」昭和 17 年版に據る。

中等教育機關については國民高等學校は男女とも修業年限 4 年であり、日本の中學と異り専ら實務教育を基調としてゐる。設置主體は省・特別市又は私人であるが、省長は必要によりその經營を市縣旗長に委任することが出来る。建國當初においては學生數 4 萬 7 千人であつたが新學制實施初年度たる康德 5 年度には 5 萬 5 千、6 年度には 6 萬、更に 7 年度は 6 萬 9 千と漸次増加を見せてゐる。

保健衛生施設 滿洲國政府は建國以來國民の特殊衛生状態に鑑み、各地に公立醫院を、更に一般公醫・開拓公醫・福民診療所を各省縣旗に設置して醫療機關の普及を圖り、傳染病豫防のため檢疫所を擴充し全國主要都市に傳染病院を設置し、更に全國各省に醫師又は藥劑師たる技術官を配置して地方衛生機關の擴充を期し又康德 8 年 10 月には第 1 回漢醫考試を施行し漢法醫の質的向上を圖る等、國民保健衛生施設の充實に努めて來たが、特に民族的陋習たる阿片吸飲に對する斷禁政策を康德 5 年 1 月より確立し、續いて右方策の徹底的強化を期すべく民生部・經濟部兩部の分擔たりし煙政事務を一元的機構に統合康德 7 年 1 月を期して禁煙總局を開設した。康德 8 年 8 月末現在における全國公立醫院は 218 を算する。尙各市における市立病院・療養所・診療所・健康相談所等の概況を紹介すれば別表 5 の如くである。

社會事業施設 滿洲國では國民構成が大部分農民をもつて占めてゐるため、社會事業の中心目標は、農業に關聯する自然的な風水虫害等に對する備荒儲蓄制度の確立及新に起りつつある人口都市集中問題・勞働問題等に置くことを必要とされ、これがため政府は備荒救貧施設として義倉制度を樹立し、行旅病死者の辨埋規則を公布し、勞工協會を組織して勞務の適正配置・自由勞働者の保護に當らしめ、又應募兵の家族救助・罹災救助に當つてゐる。

社會事業行政機關として中央においては民政部厚生司保護科がこれに當り、地方社會事業の監督助成に任ずると共に撫恤・救済及國內官私營社會事業の振興獎勵を圖り、勞働に關する事項をも管掌してゐる。地方機關としては各省においては民政廳民生科、各市においては市公署行政科、哈爾濱市は行政處厚生科において社會行政事務を掌つてゐる。この外此等中央地方の社會行政を補助するものとして中央社會事業協會・地方社會事業協會がある。

尙主要都市には市立職業紹介所・勞働紹介所が設置せられ、隣保委員制度も設けられてをり、その他市により簡易宿泊所・生業資金 借款所・育兒院・慈惠救済所・普濟院等の社會事業施設も存在してゐる。

1 主要都市面積・人口 (康德9年5月1日現在)

都市	市 域 (方呎)			人 口 (康德9年5月1日現在)				
	總面積	內市有地	國有地	總 數	滿 人	日 本 內地人	朝鮮人	外人及 其他
901 新京特別市	444	31	108	527,166	380,232	129,385	16,485	1,064
902 奉天市	262	39	26	1,135,801	947,053	157,711	29,391	1,720
904 安東市	304	1	0	335,434	281,264	27,425	26,714	31
905 撫順市	91	1	0	263,037	220,009	37,449	5,518	61
906 鞍山市	123	14	3	232,211	179,511	49,487	3,198	15
907 營口市	111	3	21	190,003	180,299	7,925	1,744	35
908 阜新市	343	25	27	193,477	173,592	19,037	838	10
909 錦州市	115	141,757	122,508	18,243	985	20
910 齊齊哈爾市	279	263,187	224,966	25,986	12,115	120
911 齊齊哈爾市	67	6	28	130,453	112,993	15,125	925	410
913 佳木斯市	114	106,275	97,346	6,825	2,058	46
914 遼陽市	27	0	2	114,895	106,968	7,285	635	7
915 本溪市	159	17	13	117,089	103,038	11,997	2,031	22
916 四平市	30	0	3	88,389	76,577	10,040	1,425	347
917 鐵嶺市	22	0	0	58,233	52,958	3,689	1,577	9
918 海拉爾市	17	39,877
919 滿洲里市	9	3	6	8,009	5,591	1,017	41	1,360
922 東安市	657	—	5	45,715	33,704	9,074	2,927	10

備考 1. 本會の照會に對する各市の回答に據る。回答なき都市及不明の都市は削除した。尙ほ哈爾濱市及牡丹江市については市當局の希望により掲載を差控へた。以下諸表同様。
2. 奉天・撫順・錦州・齊齊哈爾各市の面積及人口は康德7年10月1日現在。佳木斯市の面積及人口は康德7年4月1日現在。

2 市長・副市長・市公署組織 (康德9年5月1日現在)

都市	市長 副市長	市 公 署 組 織	職員數	
			官吏	吏員
901 新京特別市	金名世男 大迫幸男	官 房 行政處 財務處 衛生處 工務處 水道處 庶務科 行政科 主計科 保健科 管理科 業務科 會計科 教育科 稅務科 防疫科 都邑計畫科 擴張科 經濟科 管財科 禁煙科 土木科 厚生科 地政科 公園科 建築科 勞務科	893	413
902 奉天市	鄭多田 禹晃	官 房 行政處 衛生處 實業處 財務處 庶務科 行政科 保健科 經濟科 主計科 文書科 教育科 防疫科 殖産科 稅務科 會計科 住宅科 禁煙科 管財科 工務處 建築科 都邑計畫科 奉天警察局 監理科 建築科 都邑計畫科 道路科 水道科	444	924
904 安東市	阿川幸壽 張文明	官 房 行政處 警務處 大東港辦事處 庶務科 行政科 警察科 會計科 教育科 特務科 財務科 保險衛生科 經濟保安科 地政科 工務科 司法科	156	72
905 撫順市	鯉沼兵士郎 胡丞祿	庶務科 行政科 經濟科 財務科 衛生科 保安衛生科 經濟保安科 工務科 特務科 警務科 司法科	51	93
906 鞍山市	都甲謙介 馮	官 房 行政處 警務處 工務處 庶務科 行政科 保健衛生科 警務科 保安科 經理科 勞務科 住宅科 特務科 經濟保安科 監理科 財務科 經濟科 地政科 司法科 衛生科 都邑計畫科 土木科 水道科	540	206
907 營口市	林喜泰 內田孝	庶務科 行政科 經濟科 警務處 財務科 工務科 地政科 保健衛生科 警務處	80	73
908 阜新市	西芳雄 王興義	庶務科 行政科 警務科 財務科 工務科 保健衛生科 勞務科 地政科	352	59
909 錦州市	袁怡篋 山田弘之	庶務科 行政科 經濟科 警務處 財務科 保健衛生科 警務科 保安科 工務科 地政科 特務科 經濟保安科 司法科	56	6 (康德7.4.1)
911 齊齊哈爾市	祁靖黎 山名義觀	庶務科 行政科 財務科 保健衛生科 經濟科 地政科 工務科 警務處	106	25
913 佳木斯市	張樹聲 廣部忠彦	庶務科 行政科 財務科 保健衛生科 工務科 商工科	66	20

備考 1. 奉天・撫順・錦州・齊齊哈爾各市は康德8年5月1日現在。阜新市、康德9年9月1日現在。佳木斯市、康德7年4月1日現在。
2. 海拉爾市、上記の外に經濟科新設の豫定。尙吉林市については市當局の希望により掲載を差控へた。次表同様。

2 市長・副市長・市公署組織 (康徳9年5月1日現在)

都 市	市 副 市 長	市 公 署 組 織	職員數	
			官吏	吏員
914 遼陽市	張世謙 內田定爾	庶務科 行政科 財務科 保健衛生科 工務科 地政科 經濟科 警務科	40	119
915 本溪市	平野博 郭英麟	庶務科 行政科 經濟科 警務科 勞務科 財務科 保健衛生科 工務科 地政科	50	93
916 四平市	薄井友治 張德懋	庶務科 行政科 警務科 經濟科 財務科 工務科 保健衛生科 地政科	49	104
917 鐵嶺市	保聯亨 小貼今朝治郎	庶務科 行政科 警務科 保健衛生科 財務科 地政科	151	30
918 海拉爾市	宮村修一郎 蘇正本	庶務科 行政科 財務科 保健衛生科 工務科	58	16
919 滿洲里市	坂梨良三 周雲溪	庶務科 行政科	16	11
922 東安市	日地鷹雄 陳駿聲	庶務科 行政科 財務科 經濟科 工務科 保健衛生科	36	21

3 各市職員構成 (康徳9年5月1日現在)

都 市	事 務 官 吏				技 術 官 吏				吏 員	
	簡任及薦任		委 任		簡任及薦任		委 任		事務	技術
	日人	滿人	日人	滿人	日人	滿人	日人	滿人		
901 新京特別市	(2) 36	(12) 31	169	478	(5) 49	4	98	28	295	118
902 奉天市	20	18	101	153	24	11	80	37	791	133
904 安東市	8	7	55	44	7	—	29	6	69	3
905 撫順市	5	3	13	11	8	—	8	3	71	22
906 鞍山市	12	3	160	322	9	1	26	7	145	61
907 營口市	3 (1)	3	24	35	3	—	12	—	56	17
908 阜新市	6	3	66	259	3	1	13	1	48	11
909 錦州市	4	3	17	11	4	1	12	4	2	4
911 齊々哈爾市	(1) 4 (1)	1	21	68	(2) 2 (1)	1	8	1	21	4
913 佳木斯市	3	1	35	12	4	—	8	3	14	6
914 遼陽市	5	2	12	11	2	1	6	1	100	19
915 本溪市	4	2	15	17	3	—	8	1	61	32
916 四平市	2	2	16	15	3	—	8	3	97	7
917 鐵嶺市	3	3	44	98	—	1	1	1	26	4
918 海拉爾市	3	2	15	13	3	—	10	2	13	3
919 滿洲里市	1	1	4	9	—	—	1	—	11	—
922 東安市	4	2	14	6	2	—	7	1	16	5

備考 「簡任及薦任」欄括弧内は簡任官吏の再掲。奉天・撫順・齊々哈爾・海拉爾各市は康徳3年5月1日現在。錦州・佳木斯各市は康徳7年4月1日現在。新京特別市、委任官中日人18名の試補を含み、滿洲里市、滿系委任官中試補2名を含む。

4 市立國民學校・國民優級學校・國民學舎 (康徳8年12月末現在)

都 市	校 數	學級數	兒童總數	教 員 數		經 費 豫 算 (康徳9年度) 円		教員平均給 (円)	
				日人	滿人	總 額	内人件費	日人	滿人
901 新京特別市	國 25	373	19,333	47	520	632,843	489,936	132	65
*902 奉天市	優 12	87	4,555	51	660	892,243	541,599	112	57
	國(23) 27	578	37,581						
904 安東市	優 21	163	10,052	21	164	742,431	172,971	—	—
	國(7) 32	31	1,537						
*905 撫順市	優 8	31	1,537	10	50	254,134	59,020	146	48
	國(7) 32	172	9,347						
906 鞍山市	優 14	44	2,485	6	114	223,205	85,171	109	44
	國(20) 10	9	450						
907 營口市	優 9	25	1,418	12	26	64,618	48,855	132	52
	國(11) 13	3	161						
908 阜新市	優 1	2	112	4	29	211,931	135,786	116	59
	國(20) 10	107	6,477						
909 錦州市	優 7	26	1,343	4	140	192,030	113,616	106	62
	國(23) 27	1	2						
910 吉林市	優 1	2	112	4	48	64,027	37,872	122	45
	國(11) 13	8	39						
911 齊々哈爾市	優 8	74	3,961	4	88	165,624	87,479	—	—
	國(20) 10	5	14						
912 佳木斯市	優 5	14	724	19	79	100,337	68,913	—	—
	國(7) 32	1	50						
913 遼陽市	優 3	34	1,839	6	136	197,109	164,783	89	50
	國(23) 27	36	184						
914 本溪市	優 17	69	3,880	5	49	54,756	—	70	45
	國(11) 8	1	50						
915 四平市	優 1	2	112	10	46	83,335	69,479	115	60
	國(7) 32	8	54						
916 鐵嶺市	優 3	3	161	5	12	11,204	—	70	45
	國(20) 10	3	161						
917 海拉爾市	優 7	26	1,343	3	38	189,849	124,496	201	74
	國(11) 8	17	69						
918 滿洲里市	優 1	2	112	5	12	11,204	—	70	45
	國(23) 27	8	54						
919 東安市	優 8	74	3,961	5	14	165,624	87,479	—	—
	國(7) 32	3	161						
920 齊々哈爾市	優 3	3	161	2	75	—	—	—	—
	國(11) 8	5	16						
921 佳木斯市	優 5	16	813	3	25	—	—	—	—
	國(23) 27	8	51						
922 遼陽市	優 5	17	823	8	86	114,398	7,457	186	61
	國(7) 32	4	24						
923 本溪市	優 4	24	1,359	2	33	157,734	110,695	110	59
	國(11) 8	3	29						
924 四平市	優 3	10	300	3	20	—	—	—	—
	國(23) 27	3	10						
925 鐵嶺市	優 2	12	424	14	8	24,700	21,300	200	100
	國(7) 32	2	4						
926 海拉爾市	優 2	4	68	2	8	24,700	21,300	200	100
	國(23) 27	2	12						
927 滿洲里市	優 2	4	182	5	13	49,502	16,860	75	60
	國(2) 2	2	171						

備考 1. 校數欄「國」は國民學校、「優」は國民優級學校、「舎」は國民學舎の孰れも略。
2. 錦州市、*印は國民學校と國民優級學校の併設校。

5 市立醫療諸施設 (康德8年12月末現在)

都 市	種別	箇所數	病床數	從 業 員 數			康 德 8 年 中		經費豫算 (康德9年度) (円)
				醫 員	看護婦	薬剤師	外來患者 (延)	入院患者 (延)	
601 新京特別市	病 醫 診 醫	3	450	58	184	11	372,432	300,432	1,654,412
		1	197	5	13	1	13,224	34,303	121,790
		6	—	9	11	—	107,518	—	55,481
		1	368	8	16	2	—	40,235	268,448
*902 奉 天 市	病 保	(2) 3	584	13	36	5	—	107,225	494,799
		1	—	4	6	1	2,777	—	94,406
904 安 東 市	醫 診	1	30	3	6	1	—	—	184,080
		1	—	1	3	—	8,711	—	6,524
*905 撫 順 市	醫 保	4	323	11	31	4	18,308	27,057	249,533
		1	—	1	1	—	12,541	—	...
906 鞍 山 市	醫 診 康 保	2
		2
		1
		1
907 營 口 市	醫 康 保	1	46	3	8	1	...	144	105,170
		1
		1
908 阜 新 市	病	1	28	1	3	—	3,818	1,449	69,918
**911 齊々哈爾市	病 醫 診	4	246	31	76	5	95,790	49,073	...
		8	11	9	—	—	10,736	7,089	...
		8	19	8	1	—	8,374	1,200	...
**913 佳 木 斯 市	病 診	1	50	2	4	—	—	5,771	...
		1	—	3	6	—	11,317	—	...
914 遼 陽 市	醫	1	120	7	11	2	30,441	13,213	111,009
915 本 溪 湖 市	診	1	—	1	3	—	3,500	—	...
916 四 平 市	醫	1	...	4	5	2	7,000	2,000	47,000
917 鐵 嶺 市	醫	1	20	3	6	1	7,119	2,376	31,720
918 海 拉 爾 市
919 滿 洲 里 市	醫	2	26	1	2	—	7,754	—	28,000
922 東 安 市	病	1	20	1	3	1	—	—	40,994

備考 「病」は病院(一般・傳染・精神・婦人等を含む)、「醫」は醫院、「診」は診療所、「康」は康生院、「保」は保健所の孰れも略。新京特別市、「醫」は特殊婦人を対象とする婦人醫院、「*醫」は傳染病醫院、診療所の内1箇所は齒科診療所、3箇所は沙眼診療所。阜新市、9年9月1日現在。遼陽市、本表の外見習看護婦12名あり。

特

802

×
複
写

昭和18年9月15日印刷

昭和18年9月20日發行

滿洲國都市 [非賣品]

(日本都市年鑑・昭和18年用分冊)

(出文協承認 ち300093)

東京都麹町區日比谷公園2番地

編輯兼 財團 東京市政調査會
發行者 法人 代表者 秦 滿

東京都京橋區京橋2丁目13番地

印刷者 松崎才一郎

發行所 財團 東京市政調査會
法人

東京都麹町區日比谷公園2番地
(日本出版文化協會會員番號220001)

終